

東邦A l w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (会員)</b></p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいいます。また当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じです。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいいます。以下同じです。）、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」といいます。）ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p><b>第2条 (カードの貸与およびカードの管理)</b></p> <p>1. 銀行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。会員は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 (会員)</b></p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード（第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいいます。また当該カードのカード番号を含むものとします。以下同じです。）を使用して、本規約に基づくカード利用（第3章（ショッピング利用、金融サービス）に定めるショッピング利用（第22条に定めるものをいいます。以下同じです。）、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払い（以下併せて「金融サービス」といいます。）ならびに<b>第4条の2第4項に定めるWEBサービス等</b>、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含みます。以下同じです。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第42条第5項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p> <p><b>第2条 (カードの貸与およびカードの管理)</b></p> <p>1. 銀行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」といいます。）を含みます。<b>また</b>、会員は、カードを貸与されたとき、<b>カードに署名欄（サインパネル）がある場合は</b>、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</p> <p><b>第4条の2 (WEBサービス等)</b></p> <p>1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定のWEBサービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいいます。）である「J/Secure (TM)」（以下、併せて「MyJCB等」といいます。）を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使</p>

東邦A l w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第5条 (付帯サービス等)</b></p> <p>4. 会員は、銀行が認める場合、銀行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じです。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、銀行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための銀行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p> <p>5. 銀行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、銀行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>用できる環境にない会員は、MyJCB等を利用する必要はありません。</p> <p>2. MyJCB等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB利用者規定」および「J/Secure (TM)利用者規定」が適用されるものとします。</p> <p>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合（「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。）、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p> <p>4. 会員は、両社が認める場合、銀行が別に定めるところに従い、MyJCB等以外のWEBサービス（「MyJチェック」等を含みますが、それらに限りません。以下同じです。以下、MyJCB等とその他のWEBサービスとを併せて「WEBサービス等」といいます。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービス等のうち一部の機能を利用することができません。</p> <p>5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限ります。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは銀行から送信される Eメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</p> <p>6. 会員は、両社に届け出た Eメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</p> <p>7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p> <p><b>第5条 (付帯サービス等)</b> <b>(削除)</b></p> <p>4. 銀行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、銀行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>

東邦A l w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第6条 (カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」といいます。）の末日までとします。</p>	<p><b>第6条 (カードの有効期限)</b></p> <p>1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします（<b>なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」といいます。</b>）。</p>
<p><b>第9条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>	<p><b>第9条 (届出事項の変更)</b></p> <p>1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいいます。）、暗証番号、家族会員、<b>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいいます。）</b>、Eメールアドレス等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>
<p><b>第2章 個人情報の取り扱い</b></p> <p><b>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</b></p> <p>3. 会員等は、銀行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）<b>なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</b></p>	<p><b>第2章 個人情報の取り扱い</b></p> <p><b>第13条 (個人情報の収集、保有、利用、預託)</b></p> <p>3. 会員等は、銀行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」といいます。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は<b>次のホームページにて確認できます。</b><a href="https://www.jcb.co.jp/r/riyou/">https://www.jcb.co.jp/r/riyou/</a>）<b>なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者は JCB となります。</b></p>
<p><b>第22条 (ショッピングの利用)</b></p> <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>	<p><b>第22条 (ショッピングの利用)</b></p> <p>2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含みます。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、<b>原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</b></p>

東邦A l w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p> <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および<b>暗証番号の入力</b>を省略することができます。</p> <p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、<b>暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」といいます。）</b>を行い、残額（<b>暗証番号入力等</b>を行った後、利用が判明した代金を含みます。）についてはカードの提示、<b>暗証番号入力等</b>を省略することができます。</p> <p>(中略)</p> <p>7. (4) ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたはJ/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める<b>本人認証手続き</b>を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは<b>同規定</b>に定めるパスワードを誤って入力した場合、<b>その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合</b>、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p><b>第 24 条 （ショッピング利用代金の支払区分）</b></p> <p>2. 第 1 項にかかわらず、銀行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他銀行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>	<p><b>第 24 条 （ショッピング利用代金の支払区分）</b></p> <p>2. 第 1 項にかかわらず、銀行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の<b>加盟店の利用</b>、カードの付帯サービス料金その他銀行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>
<p><b>第 34 条 （明細）</b></p> <p>1. 銀行は、「MyJCB」および「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を電磁的記録の提供方法によ</p>	<p><b>第 34 条 （明細）</b></p> <p>1. 銀行は、「MyJチェック」の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」といいます。）を電磁的記録の提供方法によって通知します。</p>

東邦A l w a y sカード<JCB>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p>って通知します。銀行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> <p>2. 銀行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいいます。以下同じです。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、銀行は本会員が明細書の発行を希望し、銀行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。銀行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は銀行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として銀行が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（ただし、銀行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、銀行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、銀行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>	<p>銀行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)に基づく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」といいます。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p> <p>2. 銀行は、本会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいいます。以下同じです。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、銀行は本会員が明細書の発行を希望し、銀行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。銀行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は銀行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」といいます。）として銀行が定める額を標準期間の満了日の翌々月 10 日に（ただし、銀行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、銀行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、銀行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>
<p><b>第 38 条の 2（取引の制限等）</b></p> <p>(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと銀行が合理的に判断した場合</p>	<p><b>第 38 条の 2（取引の制限等）</b></p> <p>(5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じです。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって銀行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</p> <p>(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと銀行が合理的に判断した場合</p>
<p><b>第 42 条（退会および会員資格の喪失等）</b></p> <p>4. 会員（(5) または(10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、</p>	<p><b>第42条（退会および会員資格の喪失等）</b></p> <p>4. 会員（(5) または(10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含みます。）は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた銀行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、</p>

東邦A I w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p>(8)、(10)、(11)、(12)においては銀行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p><b>第45条 (費用の負担)</b></p> <p>本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および銀行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p style="text-align: right;">2023年3月31日現在</p>	<p>(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)においては銀行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき銀行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって銀行が確認できる在留期間の満了日から、銀行所定の期間が経過したとき。</b></p> <p><b>第45条 (費用の負担)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本会員は、金融機関等にて振込により支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約に基づく債務の支払に際して発生する各種取扱手数料、本規約に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および銀行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</li> <li>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、銀行と本会員との間の精算のために銀行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、銀行またはJCBが公表する金額を会員は負担するものとし、本会員は銀行の請求に基づき、当該金員を第33条に定める方法により銀行に対して支払うものとします。</li> </ol> <p><b>附則</b></p> <p>第4条の2第1項に基づき、会員が2025年2月28日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</p> <p style="text-align: right;">2025年2月28日現在</p>

東邦A l w a y sカード<JCB>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後																				
<p>&lt;共同利用会社&gt;                      本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。                      株式会社JCBトラベル                      〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル                      利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社 JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供</p> <p>●加盟個人情報情報機関と提携個人情報情報機関の関係は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人情報情報機関</th> <th>提携個人情報情報機関</th> <th>登録情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、全国銀行個人信用情報センター</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※提携個人情報情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。</p>	加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	登録情報	CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	※	JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	※	全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	※	<p>&lt;共同利用会社&gt;                      本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。                      株式会社JCBトラベル                      〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル                      利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供</p> <p style="text-align: right;">(KRG00777・20250228)</p> <p>●各加盟個人情報情報機関と提携する提携個人情報情報機関は、以下の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加盟個人情報情報機関</th> <th>提携個人情報情報機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CIC</td> <td>JICC、 全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> <tr> <td>JICC</td> <td>CIC、 全国銀行個人信用情報センター</td> </tr> <tr> <td>全国銀行個人信用情報センター</td> <td>CIC、JICC</td> </tr> </tbody> </table>	加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	CIC	JICC、 全国銀行個人信用情報センター	JICC	CIC、 全国銀行個人信用情報センター	全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC
加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関	登録情報																			
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	※																			
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	※																			
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	※																			
加盟個人情報情報機関	提携個人情報情報機関																				
CIC	JICC、 全国銀行個人信用情報センター																				
JICC	CIC、 全国銀行個人信用情報センター																				
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC																				

改定前	改定後
<p><b>【My J C B利用者規定】</b></p> <p><b>第 1 条（定義）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）、もしくは(2)JCBの提携するカード発行会社が発行する JCB ブランドのカード、または JCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。</li> <li>2. 「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、JCB およびカード発行会社（以下、併せて「両社」という）が、両社所定の Web サイト（以下「本 Web サイト」という）において提供する第 4 条の内容のサービスをいいます。</li> <li>3. 「利用登録」とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）および JCB に対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。</li> <li>4. 「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。</li> <li>5. 「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出た E メールアドレス、秘密の合言葉（第 2 条第 6 項に定めるものをいう）その他の情報および ID・パスワードの情報をいいます。</li> <li>6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉およびワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定めるものをいう）の総称をいいます。</li> </ol>	<p><b>【My J C B利用者規定】</b></p> <p>本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）または JCB の提携するカード発行会社（以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という）から、JCB ブランドのカードまたは JCB 所定のカード（以下、総称して「カード」という）の貸与を受けた会員が、MyJCB サービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他 JCB または両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。</p> <p><b>第 1 条（定義）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「会員」とは、カードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。</li> <li>2. 「MyJCB サービス」（以下「本サービス」という）とは、両社が、両社所定の Web サイト（以下「本 Web サイト」という）において提供する第 4 条の内容のサービスをいいます。</li> <li>3. 「利用登録」とは、両社が、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。</li> <li>4. 「利用者」とは、利用登録を完了した会員をいいます。</li> <li>5. 「登録情報」とは、利用者が両社に届け出た E メールアドレス、秘密の合言葉（第 2 条第 5 項に定めるものをいう）その他の情報および ID・パスワードの情報をいいます。</li> <li>6. 「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合言葉、ワンタイムパスワード（第 5 条第 4 項に定めるものをいう）<b>および暗証鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。</b></li> <li>7. 「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。</li> <li>8. 「パスキー認証」とは、暗号鍵を用い、かつ利用者が利用端末においてモ</li> </ol>

東邦A I w a y sカード<JCB>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第2条（利用登録等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、Eメールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込みものとします。</li> <li>3. 本規定を承認した会員は、併せて J/Secure (TM) 利用者規定に同意するものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。</li> <li>4. 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。</li> <li>5. ID を発行した時点で、利用登録の完了とします。ID の発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。</li> <li>6. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。</li> <li>7. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。</li> <li>8. 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。</li> </ol>	<p>バイル端末認証（第5条第5項に定めるものをいう）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9. 「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。</li> <li>10. 「パスキー登録」とは、利用者がパスキー認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末の OS にかかるアカウントの ID（以下「OS アカウント ID」という）に紐づくことをいいます。</li> </ol> <p><b>第2条（利用登録等）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <b>会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。</b></li> <li>3. <b>本サービスの利用登録がなされた会員は、併せて J/Secure (TM) 利用者規定に基づく J/Secure (TM) の利用登録もなされるものとします。</b>ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。</li> <li>4. 両社は、<b>利用登録に際して、</b>カードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。</li> <li>5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限りではありません。</li> <li>6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。</li> <li>7. 利用者は、<b>原則として、</b>本サービスの利用を<b>任意で</b>中止することは<b>できない</b>ものとします。ただし、両社が<b>特に認め</b>た場合には、この限りではありません。</li> </ol>

東邦 A l w a y s カード < J C B > ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第5条（本サービスの利用方法）</p> <p>2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、両社は、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定</p>	<p>第5条（本サービスの利用方法）</p> <p>2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力する方法で認証を行って本 Web サイトにログインすること（以下「ログイン」という）により、本サービスを利用することができるものとします。</p> <p>3. 前項にかかわらず、両社は、ログインに際して、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、ログインすることができるものとします。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 利用者は、両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除されるものとします。</p> <p>(1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</p> <p>(2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法</p> <p>(3) 前二号のほか、利用端末の OS を提供する事業者が定める認証方法</p> <p>6. 利用者が MyJCB アプリにログインしようとする場合であって、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。</p> <p>7. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」とい</p>

改定前	改定後
<p>します。</p> <p><b>第7条（利用者の管理責任）</b></p> <p>1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとしします。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとしします。</p>	<p>う)においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。)。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか1つにおいて本条に基づく認証がなされることにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、当該認証手続を行った者を利用者本人と推定します。</p> <p><b>第7条（利用者の管理責任）</b></p> <p>1. 利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスコードならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとしします。</p> <p>（中略）</p> <p>3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとしします。ただし、利用者が認証情報、端末および第5項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 利用者はパスキー登録を行った場合、第5条第7項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとしします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を厳重に管理するものとしします。</p> <p>6. 利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用について一切の責任を負うものとしします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとしします。</p>

東邦A l w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第 12 条（個人情報の取扱い）</b></p> <p>1. 利用者は、両社が E メールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p>(1) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること  (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること  (3) 市場調査を目的としたアンケート用 E メール配信に利用すること  (4) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</p>	<p><b>第 12 条（個人情報の取扱い）</b></p> <p>1. 利用者は、両社が E メールアドレス・<b>電話番号</b>などの登録情報<b>および</b>本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p><b>(1) 本サービスを提供すること</b>  <b>(2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること</b>  <b>(3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること</b>  <b>(4) 市場調査を目的としたアンケート用 E メール配信に利用すること</b>  <b>(5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）</b></p> <p>2. 利用者のうち JCB が発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB 発行カード利用者」という）は、JCB が E メールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報<b>および</b> JCB が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。</p> <p><b>(1) JCB または JCB が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB 発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること</b>  <b>(2) JCB の公式 SNS アカウント等を用いて JCB 発行カード利用者に対する JCB 発行カード利用者の JCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること</b></p> <p>3. JCB は、前項の目的のために、JCB 発行カード利用者の E メールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Web サイト運営事業者等）および前項(2)号の配信事業を行う SNS 事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者に JCB が指定した配信を行わせることができるものとし、JCB 発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCB から取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については</p>

東邦 Always カード<JCB>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p>2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。</p> <p><b>JCB デビット会員向け特則</b>  <b>第2条（本規定の変更）</b>                      1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。                      「1 「.会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行する JCB カード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」                      (MJ100000・20210730)</p> <p><b>【J/Secure (TM) 利用者規定】</b>  <b>第2条（定義）</b></p>	<p><a href="https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html">https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html</a> にあらかじめ掲載します。また、JCB 発行カード利用者が <a href="https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.html">https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.html</a> に掲載する方法で、JCB が前項(1)号の目的で JCB 発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。</p> <p>4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。</p> <p>カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「カード発行会社」、「両社」、「JCB またはカード発行会社」、「JCB または（もしくは）両社」を JCB と読み替えるものとします。</p> <p><b>附則</b>                      第1条第10項に定めるパスキー登録の申込みが可能となるカードは、別途両社が公表します。</p> <p><b>JCB デビット会員向け特則</b>  <b>第2条（本規定の変更）</b>                      1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。                      「1 「.会員」とは、カード発行会社が発行する JCB デビットカードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」                      (MJ100000・20250228)</p> <p><b>【J/Secure (TM) 利用者規定】</b>  <b>第2条（定義）</b>                      (8) 「MyJCB アプリ」とは、J/Secure (TM) 利用者が MyJCB アプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。                      (9) 「MyJCB アプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCB アプリを用いて行う J/Secure (TM) の認証方法をいいます。</p>

東邦A I w a y sカード<J C B>ご利用規定集 新旧対照表

改定前	改定後
<p><b>第3条 (J/Secure (TM) 利用登録)</b></p> <p>1. 会員がMyJCB サービスに利用登録する際その他両社所定の際に本規定に同意することをもって、会員のJ/Secure (TM) 利用登録が完了します。</p> <p><b>第5条 (認証方法)</b></p> <p>5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure (TM) 利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure (TM) 利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure (TM) 利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定はEメールを送信する方法となります。</p> <p><b>第7条 (J/Secure (TM) 利用者の管理責任)</b></p> <p>5. J/Secure (TM) 利用者が第5条第1項(1)または(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第1項から第4項および(カード番号等の不正利用)第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure (TM) 利用者が本規定に違反した場合には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項または(カード番号等の不正利用)第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。</p>	<p><b>第3条 (J/Secure (TM) 利用登録)</b></p> <p>1. 会員は、両社所定の<b>方法により、J/Secure (TM) 利用者として</b> J/Secure (TM) 利用登録<b>されるもの</b>とします。</p> <p><b>第5条 (認証方法)</b></p> <p>5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure (TM) 利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、またはJ/Secure (TM) 利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ(SMS)を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure (TM) 利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は<b>両社が登録情報に基づき設定するもの</b>とします。</p> <p><b>第7条 (J/Secure (TM) 利用者の管理責任)</b></p> <p>5. J/Secure (TM) 利用者が第5条第1項 <b>(2)</b>の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合もありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 他人にカード番号等を使用された場合(モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。)であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第1項から第4項および(カード番号等の不正利用)第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure (TM) 利用者が本規定<b>もしくは MyJCB アプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合 (2)および(3)においては、MyJCB アプリに用いる端末の管理等に関する J/Secure (TM) 利用者の故意または過失の有無を問わない。</b>)には、会員規約(カードの紛失、盗難による責任の区分)第2項または(カード番号等の不正利用)第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。</p> <p><b>(1)MyJCB アプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき(ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure (TM) 利用者に故意または過失が存在しない場合を除く)</b></p>



改定前	改定後
<p>サービス」という。)が開始され、その時点から第5条第5項が適用されます。当該ワンタイムパスワードは、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当します。</p> <p>3. 第5条第1項(2)に定めるMyJCBアプリ認証を利用する認証サービスは、別途両社が公表する日付以降に開始します。本規定本文の条項のうち、MyJCBアプリ認証について定める条項は当該開始日から適用されます。</p> <p>4. アプリサービスの利用者のうち、両社に有効なEメールアドレスまたは携帯電話番号(以下「新ワンタイムパスワード通知先」という。)を登録している会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、順次、当該利用者に通知のうえ、新ワンタイムパスワードサービスへの切替を行います。また、アプリサービスの利用者のうち、両社に新ワンタイムパスワード通知先を登録していない会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、新ワンタイムパスワード通知先を両社所定の期間内に登録するよう当該利用者に対して案内を行ったうえで、当該期間内に新ワンタイムパスワード通知先が登録されなかった場合には、順次、固定パスワードを利用する方法による本人認証への切替を行います。</p> <p style="text-align: right;">(JS100000・20230213)</p> <p><b>【MyJチェック利用者規定】</b>  <b>MyJチェック利用者規定にかかる特則</b>                  第1条(本特則の適用)</p> <p>1. 本特則は、「MyJチェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員に適用されます。</p> <p>2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">(MJ100001・20230331)</p>	<p style="text-align: right;">(JS100000・<a href="#">20250228</a>)</p> <p><b>【MyJチェック利用者規定】</b>  <b>MyJチェック利用者規定にかかる特則</b>                  第1条(本特則の適用)</p> <p>1. 本特則は、「MyJチェック利用者規定」(以下「本規定」という)に定める本サービス内容に関し、カード発行会社が発行するJCBデビットカードの本会員(個人カードの場合)および法人会員(法人カードの場合)(これらを総称して以下「JCBデビットカードの会員」という)に適用されます。</p> <p>2. 本特則に定めのない事項については、本規定およびJCBデビット会員規約(個人カードおよび法人カードに適用されるそれぞれの会員規約を指す)が適用されます。</p> <p style="text-align: right;">(MJ100001・<a href="#">20240301</a>)</p>